

## Apple Pay 特約(ゆうちょデビット用)

### 第1条(本特約の適用等)

- 1 本特約は、「ゆうちょデビット会員規定」及び同規定に対する特約(以下総称して「会員規定等」といいます。)を承認のうえ、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方(以下「会員」といいます。)が、当行に Apple Pay を利用するための申込み(以下「Apple Pay 利用申込み」といいます。)を行い、又は、Apple Pay を利用する場合の特則を定めるものです。なお、当行が会員の Apple Pay 利用申込みを認めた日を Apple Pay 利用に係る契約成立日とします。
- 2 Apple Pay 利用申込み及びその利用については、本特約に加えて会員規定等が適用されるものとします。本特約と会員規定等が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとします。

### 第2条(用語定義)

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、会員規定等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・Apple Pay: 会員の申込みに基づき当行が提供する決済サービス及びそれに関連する機能・サービス等を、Apple Inc. (以下「Apple」といいます。)が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス
- ・Apple Pay 利用可能カード: 会員が Apple Pay 利用申込みを行うことができる当行所定のカードの総称又は会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay 利用申込みを実際に行ったカード
- ・Apple Pay 対応デバイス: 会員が Apple Pay を利用できる Apple 所定の Apple Pay に対応した機器の総称又は会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay 利用申込みを実際に行った機器
- ・Apple Pay 利用可能決済: Apple Pay 利用申込みが当行により認められた場合に会員が利用できる、当行が提供する決済サービス
- ・トークン: Apple Pay 対応デバイスに発行される Apple Pay 利用可能決済に用いられる専用の識別情報
- ・Apple Pay 会員情報: Apple Pay 利用申込み又は利用にあたり必要な本人確認情報及びトークン等の情報

### 第3条(Apple Pay 利用者)

Apple Pay 利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、当行に対し Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行い、当行が適当と認めた方を Apple Pay 利用者とします。なお、当行は Apple Pay 利用可能カードにつき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。

### 第4条(Apple Pay 利用申込み)

- 1 Apple Pay の利用を希望する会員は、会員自らが、本特約を承認のうえ、Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行うものとします。
- 2 当行は、Apple Pay 利用申込みを行った会員のうち、当行が当行所定の基準により適当と認めた会員を Apple Pay 利用者として認め、Apple Pay 対応デバイスにトークンを発行し、Apple Pay の利用を可能とします。
- 3 会員は、Apple Pay 利用申込みに関し、自己の責任及び費用負担において、自己が管理する Apple Pay 対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保並びにその他 Apple Pay 利用申込み及び Apple Pay の利用に必要な準備を行うものとします。

## 第5条(Apple Pay 利用可能決済)

- 1 Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済及びその利用方法等については当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によってお知らせします。Apple Pay 利用可能カードの種類又は Apple Pay 対応デバイスのモデルにより、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済は異なります。なお、当行は、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。
- 2 Apple Pay 利用可能決済の加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Apple Pay 利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Apple Pay 利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。

## 第6条(Apple Pay 利用可能決済の利用可能額及び利用代金の支払い)

- 1 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用可能カードの利用可能額の範囲内で Apple Pay 利用可能決済を利用できるものとします。
- 2 当行は、Apple Pay 利用者が前項に定める利用可能額を超えて Apple Pay 利用可能決済を利用した場合若しくはしようとした場合、利用可能額の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等、利用状況が不審な場合、又は利用代金の支払いが滞っている等の債務の不履行が生じた場合においては、Apple Pay 利用可能決済の利用を一時的に停止することができます。
- 3 Apple Pay 利用者は、本特約に基づく Apple Pay 利用可能決済の利用に関する一切の債務を、会員規定等に従い、Apple Pay 利用可能カードの利用代金として、支払うものとします。
- 4 Apple Pay 利用者が第1項に定める利用可能額の範囲を超えて Apple Pay 利用可能決済を利用した場合も、Apple Pay 利用者は、当然にその支払いの責を負うものとします。

## 第7条(Apple Pay 利用可能決済の有効期限等)

- 1 Apple Pay 利用可能決済の有効期限は、当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によって公表するのとおりとします。
- 2 Apple Pay 利用者は、前項の有効期限の経過後も Apple Pay 利用可能決済の利用を希望する場合には、再度第4条第1項及び第2項の手続をすることで、Apple Pay 利用可能決済を利用することができます。ただし、当行が当行所定の方法により、当該手続を経ず Apple Pay 利用可能決済の有効期限を自動で更新する場合があります。
- 3 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用可能決済の有効期限の到来前であっても、Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用可能決済の一時停止又は Apple Pay の解約をすることができます。
- 4 Apple Pay 利用可能決済の有効期限の到来前であっても、Apple Pay 利用可能カードの解約又は会員資格の喪失をした場合、Apple Pay は解約されます。
- 5 以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay は解約されることがあります。
  - (1) Apple Pay 利用可能カードの紛失、Apple Pay 利用可能カードに係るカード情報等の漏えい、Apple Pay 対応デバイスの紛失等により不正利用のおそれが生じた場合
  - (2) Apple Pay 利用可能カードの再発行及び他の Apple Pay 利用可能カードへの切替等により Apple Pay 利用可能カードの会員番号等が変更される場合

- (3) Apple 所定の事由又は Apple Pay 対応デバイスの故障等により、Apple Pay 対応デバイス内の Apple Pay 会員情報が削除された場合

#### 第 8 条 (Apple Pay の一時停止・解約等)

1 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay 利用可能決済の一時停止又は Apple Pay の解約をすることができるものとします。

(1) Apple Pay 利用者が本特約又は会員規定等に違反し又は違反するおそれがあると当行が判断した場合

(2) Apple Pay の利用状況又は Apple Pay 利用可能カードの利用状況が適当でないと当行が判断した場合

(3) Apple Pay 会員情報、Apple Pay 利用可能カードのカード情報、Apple Pay 対応デバイス、又は Apple Pay 利用可能カードが第三者によって拾得される等、当行が認識した事由に起因して Apple Pay の不正利用の可能性があると当行が判断した場合

2 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay の一部又は全部を一時停止又は中止できるものとします。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Apple Pay 対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Apple Pay の一部又は全部の利用が困難であると Apple 又は当行が判断した場合

(2) その他、コンピュータシステムの保守等、Apple 又は当行がやむを得ない事情で Apple Pay の一部又は全部の一時停止又は中止が必要と判断した場合

3 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、Apple Pay 利用者に対して当行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては Apple Pay 利用可能決済の利用を制限することができるものとします。

4 前各項に定める事由及びそれに類似する事由による Apple Pay 利用可能決済又は Apple Pay の一部又は全部の一時停止・解約・中止・利用制限等により Apple Pay 利用者が生じた損害につき、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。また、当行が、Apple Pay 利用者が生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

#### 第 9 条 (善管注意義務、禁止事項等)

1 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者に Apple Pay の利用をさせ又は利用のために占有を移転させてはなりません。

2 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入若しくは第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等又は廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前に Apple Pay を解約しなくてはなりません。

3 Apple Pay 利用者は、理由の如何を問わず Apple Pay を解約した又は当行により解約された場合、Apple 及び当行所定の方法により、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 関連情報が削除されていることを確認しなくてはなりません。

4 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 関連情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。

5 Apple Pay 利用者が前各項に違反し、その違反に起因して Apple Pay が不正に利用された場合、Apple Pay 利用者 (Apple Pay を解約済みか否かを問いません。) は、Apple Pay 利用可能決済の利用代金及び当行へ生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。

6 Apple Pay 利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Apple Pay 利用可能決済による利用代金の支払責任を含みます。

(1) Apple Pay 対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等 (以下総称して「紛失・盗難等」といいます。) により第三者に Apple Pay を不正利用された場合

(2) Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合

(3) その他前各号に準じる事由で、第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合

7 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報が紛失・盗難等にあつた場合、速やかにその旨を以下の連絡先に連絡することで当行に通知し、最寄の警察署に届け出たうえで、自身で Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay を一時停止又は解約するものとします。この場合、当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

#### 【連絡先】

ゆうちょデビットデスク

電話番号:0120-715-255

営業時間:9:00~17:00(12月30日~1月3日を除く)

#### 第10条(免責)

1 Apple Pay 利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合又はその他の理由により Apple Pay 又は Apple Pay 利用可能決済の一部又は全部を利用できない場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Apple Pay 利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

(1) Apple Pay 対応デバイス等の仕様・品質等、その他の Apple が Apple Pay に関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合

(2) Apple により Apple Pay 対応デバイスのモデルが変更される等、Apple による仕様変更がなされた場合

(3) Apple Pay 利用者が第4条に定める Apple Pay の利用申込み手続を完了しなかった場合

(4) 本特約に定める Apple Pay 及び Apple pay 利用可能決済の一時停止・解約・中止・終了・利用制限等に該当する場合

(5) Apple Pay 利用可能決済の各決済サービスに対応した加盟店の端末機又はシステムの故障等及び、Apple Pay 対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合

(6) その他、会員規定等及び本特約に定める場合

2 Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用者が Apple Pay 利用申込み又は Apple Pay 利用可能決済を利用したことにより、Apple Pay 対応デバイスの各種機能又は Apple Pay 対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Apple Pay 利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Apple Pay 利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情

に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

#### 第 11 条(会員保障制度)

Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合であっても、当該利用を会員規定等の会員保障制度に定める「暗証番号の入力を伴う取引」に準ずる利用とみなすものとし、当行は損害をてん補いたしません。ただし、Apple Pay の利用にあたり必要な本人確認情報の管理について、Apple Pay 利用者に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第 12 条(非保証)

当行は、Apple Pay に関連するか否かに関わりなく、Apple が提供又は配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

#### 第 13 条(Apple Pay の終了及び停止)

Apple Pay 利用者は、Apple 又は当行が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Apple Pay が終了又は一時停止する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Apple Pay 利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

- (1) Apple Pay 対応デバイス又はこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- (2) 当行又は Apple の業務の遂行上重大な支障がある場合
- (3) その他当行又は Apple が、Apple Pay の終了又は一時停止が必要と判断した場合

#### 第 14 条(本特約の変更)

- 1 当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項を変更することがあります。
- 2 前項の変更をする場合には、当行は、変更をする旨、変更後の条項の内容およびその効力発生時期を当該効力発生時期の相当な期間前に当行ホームページへの掲載による公表その他適切な方法により周知します。

※Apple、Apple Pay は Apple Inc.の商標です。

(2026 年2月 25 日時点)

---

## 「個人情報取り扱いに関する同意条項」の特約

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(以下「本同意条項特約」といいます。)は Apple Pay 特約(ゆうちょデビット用)(以下本同意条項特約においては「Apple Pay 特約」といいます。)の一部を構成します。本同意条項特約に規定する語句の定義は、特段の定めがない限り、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び Apple Pay 特約の定義と同じ意味を有するものとします。>

## 第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

1 Apple Pay 利用者又は Apple Pay を利用しようとする者(以下総称して「Apple Pay 利用者等」といいます。)は、Apple Pay 特約に係る取引(Apple Pay 利用申込みを含みます。)を含む当行との取引の管理及び付帯サービスの提供のため、以下の(1)から(6)までの情報(以下総称して「個人情報」といいます。)について、当行が保護措置を講じたうえで、収集(Apple Inc.及び Apple Japan, Inc.(以下総称して「Apple」といいます。))が当行に以下の(1)から(3)までの情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。)、保有・利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。

(1) iTunes 及び App Store アカウントの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)

(2) Apple Pay デバイスに関する情報(電話番号、名前、モデル等を含みます。)

(3) Apple Pay 利用申込み時の位置情報

(4) Apple Pay 利用申込み状況及び登録情報

(5) Apple Pay の利用状況

(6) 上記(1)から(5)までに準じる情報

2 Apple Pay 利用者等は、当行が以下の目的のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

①本デビット(それに付随して提供するサービスを含みます。)及びその他当行の事業におけるサービス提供、  
宣伝物・印刷物の送付、電話・電子メール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供

※当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ(<https://www.jp-bank-japanpost.jp/>)に常時掲載しております。

② 第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話や電子メール配信等による営業案内

③ Apple Pay への登録状況、Apple Pay 利用可能カードの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発、マーケティング分析(個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。)、並びにその他当行の事業における市場調査

3 Apple Pay 利用者等は、前項の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規定等に基づき当行が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。なお、前項に同意しない場合でも、これを理由に当行が Apple Pay 利用申込みをお断りすることや Apple Pay の解約の手续をとることはありません。

4 Apple Pay 利用者等は、個人情報につき当行所定の匿名化措置を講じたうえで当行が Apple と共有し、当社が Apple Pay の提供に必要な行為及び Apple Pay 並びに同社の製品・技術の改善等に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

5 Apple Pay 利用者等は、第1項(4)及び(5)の個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。この項に基づく利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又

はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」において確認するものとします。

- ① 各種サービスに関するご案内、研究及び開発のため
- ② 各種サービスのご提供に際しての判断のため
- ③ 各種リスクの把握及び管理等、日本郵政グループとしての経営管理業務の適切な遂行のため

## 第2条(個人情報の預託)

Apple Pay 利用者等は、当行が当行の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当行の事務において、Apple Pay に関する Apple Pay 利用者等への通知にショートメッセージサービス(SMS)を利用する場合は、Apple Pay 利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

## 第3条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

- 1 Apple Pay 利用者等は、当行所定の窓口申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができます。開示請求手続の詳細(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)は、当行所定のホームページ掲載の窓口で確認してください。
- 2 万一行の保有する Apple Pay 利用者等の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められているときを除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。

## 第4条(Apple Pay 利用申込みが認められない場合)

Apple Pay 利用申込みが当行により認められない場合であっても、Apple Pay 利用者等が Apple Pay 利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、Apple Pay 利用申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第5条(退会後又は会員資格取消後の場合)

ゆうちょデビット会員規定第27条による退会並びに同規定第24条及び第25条による会員資格の取消並びに Apple Pay の解約・中止・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 第6条(個人情報に関するお問い合わせ)

- 1 第1条第3項に定める中止のお申出は、以下の当行担当窓口までお願いします
- 2 個人情報の開示・訂正・削除等の Apple Pay 利用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は以下の当行担当窓口までお願いします。

<ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8793 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー

※手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

#### **第7条(本同意条項特約の変更)**

- 1 当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項を変更することがあります。
- 2 前項の変更をする場合には、当行は、変更をする旨、変更後の条項の内容及びその効力発生時期を当該効力発生時期の相当な期間前に当行ホームページへの掲載による公表その他適切な方法により周知します。

#### **第8条(合意管轄裁判所)**

会員等と当行の間で個人情報について、紛争の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※App Store、Apple、Apple Pay、iTunes は Apple Inc.の商標です。

(2026年2月25日時点)